



不法投棄問題、資源リサイクルの促進、排出量の抑制に向けて、
頻繁な改正と罰則の強化が行われている廃棄物処理法。

廃棄物処理・リサイクル業者をはじめ、排出事業者、廃棄物行政担当者のための
廃棄物処理法の具体的な規制内容の理解、問題解決に役立つ1冊です。

通知で納得！ 条文解説 廃棄物処理法

社団法人 全国産業廃棄物連合会 推薦

廃棄物法制研究会 編集

監修：木村光政（社福島県産業廃棄物協会 専務理事 兼 事務局長・技術士〔環境部門〕）
龍野浩一（社大阪府産業廃棄物協会 事務局次長）

執筆：安達宏之（南洛思社 環境法・ISO・CSR部門チーフディレクター）

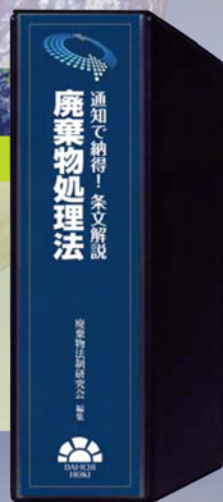
定価 本体15,000円＋税

加除式書籍 B5判・全1巻

廃棄物処理・排出の実務に焦点を当てたコンメンタール

従来のコンメンタールとはここが違う

法律や政省令のみではなく、関連告示・通知・通達を
盛り込むことで、実務に役立つ解説を目指しました！



WEB 五段対照表示システム

廃棄物処理法の「法律」「施行令」「施行規則」
「関連省令・告示」「通知・通達」を条ごとに整理し、
五段対照形式で収録。複雑な廃棄物処理法の
体系が一目で確認できる！





廃棄物処理法が規定する適正な処理のポイント、 担当者の知りたいこと

加除式書籍

条文ごとに概要を示したイラストとポイント解説、実務上の指針となる通知まで収録。担当

第12条 事業者の処理

第12条

事業者の処理

（廃棄物解説）

**手続きの流れを
イラストとコメントで明示**

1

第3章 産業廃棄物

本条のポイント

- ▶本条は、事業者による産業廃棄物の処理に関する条文
- ▶事業者は自ら産業廃棄物を処理する場合、産業廃棄物処理基準に従って処理しなければならない
- ▶産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従って保管しなければならない
- ▶産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可をもつ産業廃棄物処理業者等に委託するとともに、委託基準に従って委託しなければならない
- ▶事業者が産業廃棄物処理施設を設置している場合は、事業場ごとに産業廃棄物処理責任者を置くとともに、帳簿の記載と保存をしなければならない
- ▶多量の産業廃棄物を生ずる多量排出事業者は、産業廃棄物の減量等の処理計画の提出等を行わなければならない
- ▶本条3項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を無許可業者等に委託した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する罰則などがある

**各条のポイントを箇条書きで
わかりやすく解説**

2

第3章 産業廃棄物

形及び損壊のおそれがないものであることが必要であるとしたこと。なお、本基準の施行後現に外形又は損壊が見られるものについては、本基準に適合していないと判断して差し支えないこと。

(3) 掲示板の設置

則8条1号口においては、みやすい箇所に所定の掲示板を設けることを求めている。掲示板の例を示すと、次の図のとおりです。

図：掲示板の例

<p>産業廃棄物保管施設</p> <p>産業廃棄物の種類 金属くず、胸プラスチック類</p> <p>管理者氏名 ○○区△△街1-2-3</p> <p>連絡先 株式会社 ○×工業</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</p> <p>Tel. 03-(1234)-xxxx</p> <p>最大保管高さ 1.8m</p>	<p>50cm以上</p> <p>60cm以上</p>
---	-----------------------------

出典：東京都資料

**実務上参考となる記載例や図表など、
省庁や自治体の公表資料を多数収録**

このように、掲示板の設置方法が定められているとともに、表示事項に廃棄物の種類、保管の場所、担当者などの情報が記載されている。このように、掲示板の設置方法が定められているとともに、表示事項に廃棄物の種類、保管の場所、担当者などの情報が記載されている。

（廃棄物解説）

第7章 保管

2 保管の場所の掲示板の設置

(1) 掲示板は、保管の場所に通常出入りする箇所に外部から見やすいように設置すること。

(2) 掲示板への表示は、白地に黒色の文字で行う等見やすいものとともに、雨水等によって汚損したり、消えたりしないものとする。

(3) 「廃棄物の種類」とは、一般廃棄物の場合は不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の区分、産業

4

第12条 事業者の処理

表：静岡県の実地確認チェックシート例

(共通チェック項目と中間処理施設のチェック項目を抜粋)

実施確認の実施年月日	
実施確認先	事業者名
	事業場名（施設名）及び住所
	対応者（役職及び氏名）
実施確認を行った者	
実施確認の結果の評価（委託契約の適否等）	

A 共通項目		評価
1 処理業者の許可状況		
(1)委託する処理（運搬又は中間処理若しくは最終処分）の許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
(2)処理を委託する産業廃棄物が許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
(3)処理を委託する期間が許可期限内か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2 書面の保存状況（委託契約後の実施確認の場合）		
(1)帳簿について		
①整備されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
②委託した処理は適切に記載されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
※ 廃棄物処理法により、産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物の処理について記載し、保存するように義務付けられています。廃棄物処理法施行規則第10条の8及び第10条の21に、帳簿の記載事項が規定されています。		
(2)マニフェストは適切に記載され、保管されているか（実施確認した事業場に保管されているか、保管されている場所はどこか）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
(3)委託契約書は適切に保管されているか（実施確認した事業場に保管されているか、保管されている場所はどこか）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

**実務上参考となる
フォーマットなども豊富に収録**

5

実務上の判断根拠が理解できます。 と、疑問点の解決に役立つヒントが満載のコンメンタール！

読者の視点に立った構成で、実務に即役立つ！

産業廃棄物
 により、都道府県知事に報告しなければならない。
 都道府県知事は、第7項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
 環境大臣は、第7項の環境省令を定め、又はこれを変更しうとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 第7条第15項及び第16項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第15項「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

実務上の指針となる通知を交えて具体的に解説

解説
本案の概要
 は、法11条1項で定める排出事業者処理責任の下、産業廃棄物を排出する事業者としてさまざまな規制を定めた条文です。
 者は自ら産業廃棄物を処理する場合、産業廃棄物処理基準に従って処理しなければなりません。また、産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に保管しなければなりません。
 に、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物処理業者等に委託とともに、委託基準に従って委託しなければなりません。この場合、事業者は、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
 7、事業者が、排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置する場合は、事業場ごとに産業廃棄物処理責任者を置くとともに、帳簿の記載と義務付けられています。

（廃棄物処理）

3

第12条 事業者の処理

8 多量排出事業者の計画書作成等の義務（7項～11項）
 本条7項から11項では、前年度の産業廃棄物の発生量が、1,000t以上となる事業場を設置している事業者に対して、産業廃棄物処理計画を作成し、都道府県知事に提出することを義務付けています。その後は、毎年6月30日までに実施状況を報告しなければなりません。提出する計画の記載事項等は次のとおりです。

- 施行規則**
 （多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）
 第8条の4の5 法第12条第7項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
 二 次に掲げる事項を定めること。
 イ 計画期間
 ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
 ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項

解説の最後に各条の規定に違反した場合の罰則を収録

- 罰則**
- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
 ・法12条3項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者（法25条1項6号）
 - 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
 ・法12条4項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者（法26条1号）

6

主要目次体系（平成21年7月現在）

- 第1章 総則**
 第1条～第5条の8
- 第2章 一般廃棄物**
 第6条～第10条
 - 第1節 一般廃棄物の処理
 - 第2節 一般廃棄物処理業
 - 第3節 一般廃棄物処理施設
 - 第4節 一般廃棄物の処理に係る特例
 - 第5節 一般廃棄物の輸出
- 第3章 産業廃棄物**
 第11条～第15条の4の7
 - 第1節 産業廃棄物の処理
 - 第2節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター
 - 第3節 産業廃棄物処理業
 - 第4節 特別管理産業廃棄物処理業
 - 第5節 産業廃棄物処理施設
 - 第6節 産業廃棄物の処理に係る特例
 - 第7節 産業廃棄物の輸入及び輸出



- 第3章の2 廃棄物処理センター**
 第15条の5～第15条の16
- 第3章の3 廃棄物が地下にある土地の形質の変更**
 第15条の17～第15条の19
- 第4章 雑則**
 第16条～第24条の6
- 第5章 罰則**
 第25条～第34条

WEB 五段対照表示システム 廃棄物処理法令の上位・下位の委任関係が一目でわかる！

条単位に整理された画面で、上下の委任関係がわかりやすい

法律	施行令	施行規則	閣議省令/告示	閣議通知
第1条				
第2条				
第3条				
第4条				
第5条				
第6条				
第7条				
第8条				
第9条				
第10条				
第11条				
第12条				
第13条				
第14条				
第15条				
第16条				
第17条				
第18条				
第19条				
第20条				
第21条				
第22条				
第23条				
第24条				
第25条				
第26条				
第27条				
第28条				
第29条				
第30条				
第31条				
第32条				
第33条				
第34条				

廃棄物処理実務便覧

A5判 加除式 全6巻 定価 本体55,000円+税

廃棄物処理関係の規制の全てが
網羅的に閲覧できる!

チェックリスト 廃棄物処理基準

B5判 加除式 全2巻 定価 本体24,000円+税

テーマごとのチェックリストで
法規制が理解できる!

廃棄物処理の実務Q&A

B5判 加除式 全1巻 定価 本体10,000円+税

実務上よくある疑問を
Q&A形式で解決できる!

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは?

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる!
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

追録は購入しなければならないの?

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品を手にとって検討したい...

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは?

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

<http://www.daiichihoki.co.jp>
<クレジットカードでもお支払いいただけます。>
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

東京支社
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550



担 当



<604890> [0909]

廃棄物解説 (604892) 2009.11 SE